

奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針

平成18年9月28日制定
奈良市教育委員会

1 目的

この指針は、奈良市が給与を負担する教員（以下「市費支弁教員」という。）の懲戒処分を厳正かつ公正に行い、処分の透明性を確保するとともに、市費支弁教員の服務義務に対する理解を高め綱紀の肅正を図ることを目的とする。

2 懲戒処分の種類

市費支弁教員の懲戒は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定に基づき次の各号に掲げる事由について戒告、減給、停職又は免職のいずれかの処分を行う。

- (1) 地方公務員法や教育公務員特例法等に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 処分量定の決定

市費支弁教員の非違行為に対して行う懲戒処分量定の決定にあたっては、次の各号に掲げる内容を考慮のうえ総合的に判断し決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 非違行為を行った市費支弁教員の職責と非違行為との関係
- (4) 他の市費支弁教員及び奈良市立学校に勤務する市費支弁教員以外の教員や社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等

4 懲戒処分の標準例

非違行為に対して行う懲戒処分の標準例は、別表のとおりとする。ただし、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得ることとする。

また、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断する。

5 施行期日

この指針は、平成18年10月1日から施行し、この方針の施行後に行われた非違行為について適用する。

附 則

この指針は、令和3年6月30日から施行し、この指針の施行後に行われた非違行為について適用する。

附 則

この指針は、令和4年6月29日から施行し、この指針の施行後に行われた非違行為について適用する。

附 則

この指針は、令和5年10月18日から施行し、この指針の施行後に行われた非違行為について適用する。

附 則

この指針は、令和6年6月27日から施行し、この指針の施行後に行われた非違行為について適用する。

懲戒処分の標準例

(別表)

違反内容	サービス義務違反詳細	懲戒等基準			
		免職	停職	減給	戒告
1 一般サービス					
(1) 欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠く			○	○
	イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠く		○	○	
	ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠く	○	○		
(2) 休暇の虚偽申請	特別休暇、介護休暇について虚偽の申請をする			○	○
(3) 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱し職務を怠り公務の運営に支障をきたす			○	○
(4) 職場内秩序びん乱	ア 上司等に対する暴行により職場の秩序をみだす		○	○	
	イ 上司等に対する暴言により職場の秩序をみだす			○	○
(5) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告をする			○	○
(6) 公務等の不適正処理	重大な過失により不適正な公務処理等により、公務に著しい支障をきたす			○	○
(7) 行政文書の不適正な取扱い (※1)	ア 行政文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の行政文書を作成し、又は行政文書を毀棄する	○	○		
	イ 決裁文書を改ざんする	○	○		
	ウ 行政文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせる		○	○	○
(8) 秘密漏えい	ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせる	○	○		
	この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らす	○			
	イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせる		○	○	○
(9) 個人情報紛失・盗難	生徒等の個人情報を持ち出し紛失又は、盗難にあう			○	○
(10) セクシュアル・ハラスメント (※2)	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をする	○	○		
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等(※3)の性的な言動を繰り返す		○	○	
	この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	○	○		
	ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行う			○	○
(11) パワー・ハラスメント	ア パワー・ハラスメントにより相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与える		○	○	○

(※4)	イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらずパワー・ハラスメントを繰り返す		○	○	
	ウ パワー・ハラスメントにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させる	○	○	○	
(12) 生徒等への体罰	ア 生徒等に対して体罰を行い重大な怪我を負わす	○	○		
	イ 生徒等に対して体罰を行い怪我を負わす			○	○
	ウ 生徒等に対して体罰を行う				○
(13) 銃砲刀剣類の携帯	銃砲刀剣類（銃砲刀剣類所持等取締法に定義されるものをいう。）を校内において携帯する	○	○		
(14) その他	ア 職権を乱用し、個人情報を職務の用以外の用に供する目的で収集する			○	○
	イ 兼業承認等を得る手続きのけ怠			○	○

(※1) 行政文書 … 奈良市情報公開条例 2 条第 2 項に規定する行政文書並びにこれらに類する文書

(※2) セクシュアル・ハラスメント … 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動（6（1）を除く。）

(※3) わいせつな言辞等 … わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動

(※4) パワー・ハラスメント … 職権などの権限や地位等を背景に、適正な業務の範囲を逸脱して、原則として継続的に、人格と尊厳を傷つけ、勤務環境を悪化させる人権侵害行為をいう。

違反内容	服 務 義 務 違 反 詳 細	懲戒等基準			
		免職	停職	減給	戒告
2 公金公物取扱い					
(1) 横領・窃取	公金又は公物を横領又は窃取	○			
(2) 詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させる	○			
(3) 収賄	職務に関連した業者等から金品等の賄賂を收受、要求又は約束をする	○			
(4) 紛失・盗難	公金又は、公物を紛失又は、重大な過失により公金又は、公物の盗難にあう				○
(5) 公物破損・出火爆発	故意に職場において公物を損壊する・過失により公物の出火又は、爆発を引き起こす			○	○
(6) 諸給与不適正受給	故意による給与の不正受給			○	○
(7) 公金公物処理不適正	自己保管中の公金又は、公物の不適正な処理をする			○	○
(8) コンピュータ不適正使用	職場のコンピュータを職務に関連のない不適正使用し、公務に支障を生じさせる			○	○
3 公務外非行					
(1) 放火・殺人	放火をする・人を殺す	○			

(2) 傷害	人に危害を加え傷害を負わす	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(3) 暴行・けんか	暴行又は、けんかをする（人を傷害するに至らなかったとき）		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(4) 器物破損	故意に他人の物を破損する			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(5) 横領	他人の物（公金及び公物を除く）を横領する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
(6) 窃盗	他人の財物を窃取する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
(7) 強盗	暴行又は、脅迫を用いて他人の財物を強取する	<input type="radio"/>			
(8) 詐欺・恐喝	人を欺き又は、恐喝して財物を交付させる	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
(9) 賭博	ア 賭博をする			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	イ 常習として賭博をする	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	ウ 賭博場を開帳する	<input type="radio"/>			
(10) 麻薬等	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をする	<input type="radio"/>			
(11) 公衆への暴力的不良行為	公衆に迷惑をかけるような暴力的不良行為等をする		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(12) 痴漢行為 (6(1)除く)	公共の場所又は乗物において痴漢行為をする	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
(13) 盗撮行為 (6(1)除く)	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をする	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
(14) わいせつ行為 (6(1)除く)	ア 公然とわいせつな行為又は公共の場所若しくは乗物において卑わいな行為を行う	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	イ 暴行または脅迫を用いてわいせつな行為を行う	<input type="radio"/>			
(15) ストーカー行為 (6(1)除く) (※5)	ストーカー行為をする	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

(※5) ストーカー行為 … 同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと

違反内容	サービス義務違反詳細	懲戒等基準			
		免職	停職	減給	戒告
4 交通法規等違反					
(1) 飲酒運転 (※6)	ア 飲酒運転により、人身事故を起こす	<input type="radio"/>			
	イ 飲酒運転により、物損事故を起こす	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	ウ 飲酒運転を行う	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	エ 飲酒運転が再犯である	<input type="radio"/>			
	オ 飲酒していることを知りながら運転を促す、運転することを知りながら飲酒を勧める又は飲酒して運転していることを知りながら同乗する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

(2) 無免許運転での交通事故	ア 無免許運転をし、人を死亡させ、又は傷害を負わせる	○			
	イ 無免許運転をし、物損事故を起こす	○	○		
(3) 交通事故での人身事故 (4 (1)、(2) 除く)	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせる	○	○	○	
	この場合において事故後救護を怠る等の措置義務違反をする	○	○		
	イ 重大な過失により人に傷害を負わせる			○	○
	この場合において事故後救護を怠る等の措置義務違反をする		○		
(4) 交通法規違反等 (4 (1)、(2) 除く)	ア 悪質な交通法規違反(著しい速度超過等の違反)		○	○	○
	この場合において、物損事故を起こしその後危険防止を怠る等措置義務違反をする		○	○	
	イ 物損事故を起こし、その後危険防止を怠る等措置義務違反をする			○	○
(5) 公務中の交通事故(公用車等)	ア 重大な過失により交通事故を起こす			○	○
	イ 重大な過失により物損事故を起こし、その後危険防止を怠る等措置義務違反をする		○	○	
5 監督者責任					
(1) 指導監督不適正	部下が懲戒処分を受ける等した場合で管理監督者として適正を欠いている			○	○
(2) 非行の隠ぺい、黙認	部下の非違行為を知得したにもかかわらず、事実を隠ぺい又は、黙認する		○	○	

(※6) 飲酒運転 … 道路交通法で刑罰及び行政処分の対象となる酒酔い運転及び酒気帯び運転

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準			
		免職	停職	減給	戒告
6 児童生徒性暴力等					
(1) 児童生徒性暴力等 (※7、8)	ア 児童生徒等に性交等をする又は児童生徒等をして性交等をさせる	○			
	イ 児童生徒等にわいせつな行為をする又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせる(アを除く)	○			
	ウ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為をする(ア・イを除く)	○			
	エ 児童生徒等に衣服その他の身につける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れる(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせたものに限る。)(ア～ウを除く)	○			
	オ 児童生徒等に通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他機器を差し向け、若しくは設置する(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせたものに限る。)(ア～エを除く)	○			

	カ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行う（ア～オを除く）	○	○	○	○
--	--	---	---	---	---

- (※7) 児童生徒性暴力等 … 児童生徒性暴力等の定義は「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文科科学大臣決定）」に準ずる。
- (※8) 児童生徒等 … 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる者をいう。